

産廃協

Vol. 114

平成27年7月



美しい郷土をつくるために



一般社団法人 富山県産業廃棄物協会

## PCB廃棄物・使用製品掘り起こし調査へのご協力のお願い

県では本年、PCB廃棄物・使用製品掘り起こし調査を実施します。

環 政 第 564 号  
平成 27 年 6 月 3 日

事業者 各位

富山県生活環境文化部環境政策課長  
( 公 印 省 略 )

PCB廃棄物・使用製品掘り起こし調査へのご協力のお願い

平素から、産業廃棄物の適正処理の推進にご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、PCB廃棄物については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、期間内に適正に処理することが事業者には義務付けられていますが、未だに多数のPCB廃棄物・使用製品が保管・使用されております。

このため、県では県内（富山市を除く）の自家用電気工作物設置者を対象に、未処理のPCB廃棄物・使用製品の実態を把握するため、国から示されたマニュアルに沿ってPCB廃棄物・使用製品掘り起こし調査を実施いたします。

皆様方におかれましては、この調査の趣旨をご理解いただき、下記によりご回答くださるようお願いいたします。

なお、本調査は一般財団法人北陸電気保安協会 富山支店に委託して実施しますことを念のため申し添えます。

記

### 【提出の期限及び提出方法】

回答用紙に必要事項を記入のうえ、以下のあて先へ平成 27 年 7 月 31 日（金）までに、電子メール又はFAXにてご回答願います。（調査票の送付の必要はありません。）

電子メールで提出する場合は、県ホームページより調査票及び回答用紙をダウンロードし、ご活用ください。

<提出先メールアドレス> PCB123@HOKURIKU-DHK. OR. JP

<提出先FAX番号> 076-452-0516

<県ホームページ>

[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1705/kj00015419.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1705/kj00015419.html)

### 【問合せ先】

○調査票・回答方法に関すること  
一般財団法人北陸電気保安協会 富山支店  
担当：清水、上坂  
TEL：076-452-0515

○調査の主旨等に関すること  
富山県生活環境文化部環境政策課  
担当：石倉、浮田  
TEL：076-444-9618（直通）

# 「ASEAN(タイ)における環境ビジネスセミナー」の開催

県では、経済成長著しいASEAN地域(タイ)での事業展開を目指す県内の環境関連企業を支援するためのセミナーを開催しました。

セミナーでは、タイ王国担当者による基調講演や学識者による特別講演など、ビジネスとしての可能性や取り組む際のポイントなどについて具体的に紹介され、産業廃棄物処理業者など約110名が参加しました。

## 1 概要

- (1) 日時 平成27年6月23日(火) 13:30～16:30
- (2) 場所 富山県民共生センターサンフォルテ ホール
- (3) 主催 富山県
- (4) 協力 (公財)環日本海環境協力センター

## 2 内容

### (1) 基調講演

タイ 天然資源環境省 公害管理局 廃棄物・有害物質管理部長  
アヌパン イタラット 氏

演題「タイにおける有害廃棄物と毒性物質の現状について」

### (2) 特別講演

中央大学経済学部 准教授 佐々木 創 氏

演題「タイ・産廃ビジネスにおける参入戦略の重要性：産学官連携による先行事例から」

### (3) 事例紹介

- ・環境省廃棄物・リサイクル対策部循環型社会推進室 林 優里 氏  
演題「我が国循環産業の海外展開に関する環境省の取組」
- ・経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課 課長補佐 梅田 英幸 氏  
演題「経済産業省における我が国再資源化産業海外展開支援の取組」
- ・DOWAエコシステム(株)海外事業推進部 西山 徹 氏  
演題「海外における環境ビジネスの取組みについて」



# 「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」の改訂及びエコアクション 21 との相互認証に係る制度間確認の結果について

(公社) 全国産業廃棄物連合会から、周知依頼がありましたのでお知らせいたします。  
※「運用マニュアル」、「Q&A集」は省略。当協会ホームページから閲覧できます。

事務連絡  
平成 27 年 4 月 10 日

公益財団法人全国産業廃棄物連合会 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
産業廃棄物課

## 優良産廃処理業者認定制度運用マニュアルの改訂について

日頃から、廃棄物・リサイクル対策の推進について御理解・御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 23 年 3 月に定めました「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」(以下「運用マニュアル」という。)及び「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル Q&A集」(以下「Q&A集」という。)を別添のとおり改訂しましたので、御了知ください。

なお、各都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部(局)に対して別添のとおり同趣旨の事務連絡を発出していることを申し添えます。

## 記

### 1 運用マニュアルの改訂ポイント

- (1) 法人、個人に関する基礎情報の公表について、その記載例を修正したこと。  
<運用マニュアル P17 参照>
- (2) 運搬施設に関する事項の公表について、運搬車の排ガスレベルの見方の表を更新したこと。  
<運用マニュアル P30～P31 参照>
- (3) 処理施設に関する事項の公表について、産業廃棄物の種類ごとの主な処理方法の表を修正したこと。  
<運用マニュアル P33 参照>
- (4) 産業廃棄物処理施設の維持管理状況の公表について、放流水のその他の項目の表を修正したこと。  
<運用マニュアル P52 参照>
- (5) 環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類について、認定証見本を更新したこと。  
<運用マニュアル P82 参照>
- (6) 電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類について、加入証見本を更新したこと。  
<運用マニュアル P83 参照>
- (7) 都道府県・政令市における事務負担の軽減について、優良認定付きの先行許可証の概念を追記したこと。

<運用マニュアル P96 参照>

- (8) 許可更新の期限の到来を待たずして許可の更新を行う場合の優良認定の付与について（産廃課長通知）を追記したこと。

<運用マニュアル P96 参照>

- (9) 優良認定等を受けた産業廃棄物処理業者のメリットについて、優良さんばいナビの URL 及び説明書きを修正したこと。

<運用マニュアル P97 参照>

- (10) 環境配慮契約法に基づく有利な取扱いについて、基本方針解説資料の URL を修正し、必要申請書類及びチェックリストの URL を追記したこと。

<運用マニュアル P98 参照>

## 2 Q&A集改訂のポイント

- (1) 法人・個人に関する基礎情報の公表について、代表者、役員等の氏名及び就任年月日、運搬施設の種類等及び組織・人員配置は、一年に一回以上の頻度で更新することとされているが、これらの情報に変更がない場合に、「〇〇年〇〇月〇〇日現在」などの時点表示がないことのみをもって、基準不適合と判断されないための書きぶりとしたこと。

- (2) 財務諸表に関する事項の公表について、Q&Aを2題追加したこと。

- (3) 環境配慮の取組に係る基準について、Q&Aを1題追加したこと。

- (4) 電子マニフェストに係る基準について、Q&Aを1題追加したこと。

### 【別添資料】

- ・優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル（平成27年3月改訂版）

[http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/attach/manual01\\_inst-1.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/attach/manual01_inst-1.pdf)

- ・優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル Q&A集（平成27年3月改訂版）

[http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/attach/manual01\\_inst-qa-1.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/attach/manual01_inst-qa-1.pdf)

### 【担当】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
産業廃棄物課 水谷、鳥居

電話：03-3581-3351（内線 6879）

FAX：03-3593-8264

E-mail：hairi-sanpai@env.go.jp

事務連絡  
平成 27 年 4 月 10 日

公益財団法人全国産業廃棄物連合会 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
産業廃棄物課

エコアクション 21 との相互認証に係る制度間確認の結果について

産業廃棄物処理行政の推進につきましては、日頃より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 34 号）において創設された優良産廃処理業者認定制度（以下「優良認定制度」という。）については、「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」（平成 23 年 3 月（平成 27 年 3 月改訂））に基づき運用しているところです。

いわゆる優良基準のうち、環境配慮の取組に係る基準につきましては、ISO14001 又はエコアクション 21 若しくはこれと相互認証されている認証制度による認証を受けていることが必要です。この「これと相互認証されている認証制度による認証を受けていること」については、「優良産廃処理業者認定制度における『エコアクション 21 と同等とみなされる地域等で実施されている環境マネジメントシステム等の認証に基準』について」（平成 25 年 3 月 29 日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課。以下「相互認証基準」という。）に基づき、地域等における環境マネジメントシステム（以下「地域版 EMS」という。）及び当該地域版 EMS の認証を受けた事業者が相互認証基準に適合していることが確認され、一般財団法人持続性推進機構による相互認証確認を受けた場合が該当いたします。

今般、一般財団法人持続性推進機構が「北海道環境マネジメントシステムスタンダード（HES）」について制度間確認を行いましたので、審議結果を別添のとおり御報告いたします。

なお、各都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）に対して別添のとおり同趣旨の事務連絡を発出していることを申し添えます。

【担当】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
産業廃棄物課 水谷、鳥居  
電話：03-3581-3351（内線 6879）  
FAX：03-3593-8264  
E-mail：hairi-sanpai@env.go.jp

※別添「産業廃棄物処理業者の相互認証に係る差異事項への適合について」は省略。  
当協会ホームページから閲覧できます。

### 産業廃棄物処理業者の相互認証に係る制度間確認の結果について（報告）

平成27年4月1日

環境省廃棄物・リサイクル対策部  
産業廃棄物課長 殿

一般財団法人



本機構が制定した「エコアクション21産業廃棄物処理業者の相互認証に関する規程」（以下「規程」という。）に基づく、制度間確認につきまして、「エコアクション21産業廃棄物処理業者の相互認証審議委員会」の審議結果を以下の通りご報告します。

#### 記

規程Ⅱ 第1項から第5項の要件等への適合について、下記の制度について確認いたしました。

但し、貴団体が認証の基準とするガイドライン「HESシステム規格書ステップ2」と規程Ⅱ 第2項及び第3項に定める要件等については、差異がありましたので、別添「産業廃棄物処理業者の相互認証に係る差異事項への適合について」に基づくことを、「産廃処理業者の相互認証に関する契約」を締結する際の条件とします。

実施主体名（法人名称）	エイチ・イー・エス推進機構
代表者の役職及び氏名	会長 高向 巖
法人所在地（登記上）	〒060-0001 住所：北海道札幌市中央区北1条西2丁目
制度の名称	北海道環境マネジメントシステムスタンダード（HES）
ガイドライン等の名称	HESシステム規格書ステップ2
相互認証委員会審議日	平成27年3月25日

以上

## 廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版) に係る廃棄物データシートの改訂について

(公社)全国産業廃棄物連合会から、情報提供がありましたのでお知らせいたします。  
※別添写し(厚生労働省通知)は省略。当協会ホームページから閲覧できます。

事 務 連 絡  
平成27年 6月 8日

全国産業廃棄物連合会 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)に係る廃棄物データシート  
の改訂について

産業廃棄物行政の推進については格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、廃棄物データシートに記載する情報の一つに、水道水源における消毒副生成物前駆物質に関する情報も含まれているところですが、今般、厚生労働省において、これらの物質の見直し等を行った旨、別添写しのとおり通知がありました。

このため、別紙のとおり廃棄物データシートの一部を改訂し、環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/>)に掲載しましたので、お知らせします。



< 表 面 >

管理番号

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。  
 ※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

1 排出事業者	名称 所在地 〒 TEL FAX	記入者
2 廃棄物の名称	MSDSがある場合、CAS No.	
3 廃棄物の組成・成分情報 (比率が高いと 思われる順に 記載)	主成分 他	
4 分析委託付 (構成)	成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商標名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる数量物質も記入して下さい。	
5 特定有害廃棄物 ( )には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△	<input type="checkbox"/> 引火性廃油 (有害) <input type="checkbox"/> 燃えがら (有害) <input type="checkbox"/> 廃アルカリ (有害) <input type="checkbox"/> 引火性廃油 (有害) <input type="checkbox"/> 腐蝕性廃棄物 <input type="checkbox"/> ばいじん (有害) <input type="checkbox"/> 強酸 (有害) <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> 廃油 (有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物 (有害) <input type="checkbox"/> 強酸 (有害) <input type="checkbox"/> 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 汚泥 (有害) <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input type="checkbox"/> 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 廃酸 (有害)	<input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input type="checkbox"/> 燃えがら (有害) <input type="checkbox"/> ばいじん (有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物 (有害)
6 PRTR対象物質 (廃棄物処理法)	アルカリ水銀 ( ) トリクロエチレン ( ) 水銀又はその化合物 ( ) テトラクロエチレン ( ) カドミウム又はその化合物 ( ) ジクロロメチレン ( ) 鉛又はその化合物 ( ) ジクロロメチレン ( ) 有機燐化合物 ( ) 四塩化炭素 ( ) 六価クロム化合物 ( ) 1,2-ジクロロエチレン ( ) 砒素又はその化合物 ( ) 1,1-ジクロロエチレン ( ) シアン化合物 ( ) シス-1,2-ジクロロエチレン ( ) PCB ( ) 1,1,1-トリクロロエチレン ( ) 1,1,2-ジクロロエチレン ( )	1,3-ジクロロベンゼン ( ) テトララム ( ) シマジン ( ) 対ベンゾジアゾール ( ) ペンゼン ( ) セレン ( ) ダイオキシン類 ( ) 1,4-ジオキサン ( )
7 水道水源における 消毒副生成物 前駆物質	生成物質：ホルムアルデヒド (塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> ヘキサメチレンテトラミン (HMT) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルヒドロジン (DMH) <input type="checkbox"/> DIN-ジメチルアミン (DMA) <input type="checkbox"/> トリメチルアミン (TMA) <input type="checkbox"/> テトラメチルエチレンジアミン (TMED) <input type="checkbox"/> DIN-ジメチルエチルアミン (DMEA) <input type="checkbox"/> ジメチルアミンエタノール (DMAE)	
8 その他含有物質 ( )には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△	砒素 ( ) 塩素 ( ) 臭素 ( ) ヨウ素 ( ) フッ素 ( ) 炭素 ( ) 硝酸 ( ) 亜鉛 ( ) ニッケル ( ) アルミ ( ) アルミ ( ) アンモニア ( ) ホウ素 ( ) その他 ( )	臭素 ( ) 炭素 ( ) ニッケル ( ) アンモニア ( )
9 有害特性	<input type="checkbox"/> 燃発性 <input type="checkbox"/> 引火性 ( °C) <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性 ( °C) <input type="checkbox"/> 腐水性	

(有・無・不明)	<input type="checkbox"/> 腐化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性 <input type="checkbox"/> その他
10 廃棄物の物理的 性状・化学的性状 品質安定性	形状 ( ) 臭い ( ) 色 ( ) 比重 ( ) pH ( ) 凝固点 ( ) 融点 ( ) 発熱量 ( ) 粘度 ( ) 水分 ( ) 経時変化 (有・無) 有る場合は具体的に記入
12 関連法規	危険物 (消防法)・特化則 (特定化学物質規制書予防規則)・有機溶剤・毒劇物・毒劇物・器具 <input type="checkbox"/> 容器 ( ) <input type="checkbox"/> 車両 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
13 荷姿	
14 排出頻度 数量	頻度 (スロット・継続予定) ( ) kg・t・t・t3・本・缶・袋・個 / 年・月・週・日
15 特別注意事項 (有・無)	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載 ・避けるべき処理方法、安全のため採用すべき処理方法 ・他の廃棄物との混合禁止 ・粉じん爆発の可能性 ・容器腐食性の可能性/注意点 ・廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性 ・環境中に放出された後の生態発生の可能性 (消毒用塩素等との反応により他の物質を生成し、水道取水障害に至る可能性等) 等

【参考】 その他の情報

- ・ サンプル等提供 (均一サンプル有・不均一サンプル有・サンプルの一部有・サンプル無・写真有)
- ・ 産業廃棄物の発生工程等
- ・ 「3 廃棄物の組成・成分情報」を推定する根拠となる、使用原材料・有害物質・不純物の混入、排出場所がわかる発生工程の説明を書いてください。工程前からの持ち込み成分があれば書いてください。工程図への記入でも可。
- ・ (処理業者においては、不純物混入の可能性や廃棄物成分のプロレ幅の推定、分析精度等の判断材料となります。)

＜排出事業者及び処理業者内容情報＞	
No.	提出事業者担当者 処理業者担当者 備考
内容確認日時	
＜変更履歴＞	
No.	提出事業者担当者 処理業者担当者 変更内容
変更日時	

様式作成 環境省

# セーフティネット保証 5号の指定業種について

(平成 27 年度第 2 四半期分)

(公社) 全国産業廃棄物連合会から、周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

## News Release



平成 27 年 6 月 19 日



セーフティネット保証 5号の指定業種を公表します  
(平成 27 年度第 2 四半期分)

経済産業省は、業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者を対象とするセーフティネット保証 5号について、平成 27 年度第 2 四半期の指定業種を公表します。

平成 27 年 7 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までのセーフティネット保証 5号(別紙 1 参照)の対象業種については、別紙の業種(別紙 2 参照)を指定することとします。

別紙 1: セーフティネット保証 5号の概要

別紙 2: セーフティネット保証 5号の指定業種

(平成 27 年 7 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日)

(本発表資料のお問い合わせ先)

中小企業庁 事業環境部 金融課

担当者: 瀧島、中

電話: 03-3501-1511(内線 5271~5275)

03-3501-2876(直通)

## セーフティネット保証5号の概要

(別紙1)

## 1. 対象者

業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定※を受けた中小企業者。

## ※企業認定基準

指定業種に属する中小企業者であって、以下のいずれかの基準を満たすこと。

イ) 最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少している中小企業者。

ロ) 製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

## 2. 保証限度額、保証割合、保証料率

保証限度額：一般保証とは別枠で、無担保保証8千万円、最大で2億8千万円

保証割合：借入額の100%

保証料率：保証協会所定の料率(0.7~1.0%)

1

## セーフティネット保証5号の指定業種

(別紙2)

(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

指定期間:平成27年7月1日~平成27年9月30日

※1:この表に掲げる業種は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)において分類された業種区分によるものとする。

※2:指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

通番	日本標準産業分類 (平成25年10月改定) 細分類番号	指定業種名
1 }	(省略)	(省略)
310		
311	8821	産業廃棄物収集運搬業
312	8822	産業廃棄物処分業
313	8823	特別管理産業廃棄物収集運搬業
314	8824	特別管理産業廃棄物処分業
315 }	(省略)	(省略)
322		

# 毒物及び劇物指定令の一部改正等について

富山県生活環境文化部長から、周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

薬食発0619第1号

平成27年6月19日

各  
〔都道府県知事〕  
〔保健所設置市長〕  
〔特別区長〕  
殿

厚生労働省医薬食品局長

( 公 印 省 略 )

## 毒物及び劇物指定令の一部改正等について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成27年政令第251号。以下「改正政令」という。）及び毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第113号。以下「改正省令」という。）が平成27年6月19日に、それぞれ公布されたので、下記事項に留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏のないようお願いいたします。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長及び一般社団法人日本化学品輸出入協会会長宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

## 記

### 第1 改正政令の内容について

#### 1 次に掲げる物を毒物から除外した。

硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質並びにこれを含有する製剤  
(CAS No. : 58339-34-7, 12656-57-4)

#### 2 次に掲げる物を劇物に指定した。

(1) N-(2-アミノエチル)-2-アミノエタノール及びこれを含有する製剤(N-(2-アミノエチル)-2-アミノエタノール10%以下を含有するものを除く。)

(CAS No. : 111-41-1、別名称：2-[(2-アミノエチル)アミノ]エタノール及びこれを含有する製剤(2-[(2-アミノエチル)アミノ]エタノール10%以下を含有するものを除く。))

(2) 2-エチル-3,7-ジメチル-6-[4-(トリフルオロメトキシ)フェノキシ]

－4－キノリル＝メチル＝カルボナート及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 875775-74-9)

(3) シアナミド及びこれを含有する製剤 (シアナミド10%以下を含有するものを除く。)

(CAS No. : 420-04-2)

3 次に掲げる物を劇物から除外した。

(1) 硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質

(CAS No. : 58339-34-7, 12656-57-4)

(2) 4, 4´-アゾビス(4-シアノ吉草酸)及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 2638-94-0)

(3) (E)－[(4RS)－4－(2-クロロフェニル)－1, 3-ジチオラン-2-イリデン] (1H-イミダゾール-1-イル) アセトニトリル及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 101530-10-3)

(4) 1－(2, 6-ジクロロ- $\alpha$ ,  $\alpha$ ,  $\alpha$ -トリフルオロ-p-トリル)－4－(ジフルオロメチルチオ)－5－[(2-ピリジルメチル)アミノ]ピラゾール-3-カルボニトリル(別名ピリプロール) 2.5%以下を含有する製剤

(CAS No. : 394730-71-3)

(5) (E)－[(4R)－4－(2, 4-ジクロロフェニル)－1, 3-ジチオラン-2-イリデン] (1H-イミダゾール-1-イル) アセトニトリル及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 187164-19-8)

4 施行期日

平成27年7月1日から施行する。ただし、第1の1及び3については、公布日に施行する。

5 経過措置等

(1) 新たに劇物に指定された第1の2に掲げる物については、既に製造、輸入及び販売されている実情にかんがみ、改正政令の施行日(平成27年7月1日)において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、同年9月30日までは、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。以下「法」という。)第3条(禁止規定)、第7条(毒物劇物取扱責任者)及び第9条(登録の変更)の規定は適用しない。また、改正政令の施行日において、現に存する物については、同日までは、法第12条第1項(法第22条第5項において準用する場合を含む。)及び第2項(毒物又は劇物の表示)の規定は適用しない。

(2) 新たに劇物に指定された第1の2に掲げる物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては、速やかに登録を受けさせ、毒物劇物取扱責任者

を設置させるとともに、適正な表示を行わせるよう指導されたい。また、改正政令の施行日において、現に存する物に関しても、法第12条第3項、第14条（毒物又は劇物の譲渡手続）、第15条（毒物又は劇物の交付の制限等）、第15条の2（廃棄）、第16条（運搬等についての技術上の基準等）等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用されるので、関係業者を適切に指導されたい。

## 第2 改正省令の内容について

1 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物に指定した。

- (1) 2-エチル-3, 7-ジメチル-6-[4-(トリフルオロメトキシ)フェノキシ]-4-キノリル=メチル=カルボナート及びこれを含有する製剤
- (2) シアナミド及びこれを含有する製剤（シアナミド10%以下を含有するものを除く。）

## 2 施行期日

平成27年7月1日から施行する。

## 第3 その他

改正政令及び改正省令の新旧対照表については、別添1及び別添2のとおりである。

また、今般、劇物に指定された物及び毒物又は劇物から除外された物の性状、毒性等については、別添3のとおりである。